

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

武蔵村山市 第二次教育振興基本計画

平成29年度～平成33年度



平成29年3月

武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会

教育大綱

教育大綱とは

平成27年4月1日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、総合教育会議の設置とともに、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るための大綱の策定が義務付けられました。

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、国の第2期教育振興基本計画を踏まえつつ、「武蔵村山市第四次長期総合計画」を基本とし、本市の実情に応じた、学校教育、生涯学習、スポーツ、学術及び文化の各分野の方針を取りまとめ、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

基本理念

人と人との絆で 未来を拓く
学び支え合うまち 武蔵村山

人と人との絆で

学校、家庭及び地域と連携・協力しながら、人と人との絆を大切にし、自然や歴史・文化とのつながりの中で、児童・生徒の明るい未来を創造していきます。

未来を拓く

児童・生徒が様々な学びや経験・体験を通して、生きる力を育み、たくましく未来を切り拓き、力強く生きていくことを目指していきます。

学び支え合うまち 武蔵村山

誰もが生涯を通じて互いに学び合い、高め合える元気で活力あふれるまちになるような教育を目指していきます。



基本方針

基本
方針 1

生きる力を育む教育の推進

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようになるために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

基本
方針 2

学校・家庭・地域の連携強化

我が国と郷土の未来を切り拓くために行われる子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようになるために、学校・家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

基本
方針 3

教育の質の向上と教育環境の整備

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるために、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

基本
方針 4

自己実現を目指す生涯学習の推進

あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

基本
方針 5

教育財産の有効活用の推進

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途が考えられることから、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

♣ 第二次教育振興基本計画

教育振興基本計画とは

第二次教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、国の「第2期教育振興基本計画」を参考するとともに、「東京都教育ビジョン(第3次)」を踏まえ、市の実情に応じた教育の振興のための施策に関して総合的かつ計画的な推進を図るために定める基本的な計画です。また、本市の教育の方向性を定める教育大綱の視点に基づき、教育分野の目標を具現化する最上位計画です。

この計画では、今後5年間に取り組むべき施策について定めています。

教育大綱

武藏村山市 第二次教育振興基本計画

共有

基本理念

基本方針

教育目標

共有

教育目標

武藏村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を平成23年12月に制定しています。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心をもち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛すとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供

の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようするするために、

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
- 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
- 命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする人間
- 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛すとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間

を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武藏村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていきます。

今後5年間で取り組むべき基本施策

基本
方針 1

生きる力を育む教育の推進



- このような課題があります。指導方法の工夫や授業改善／生きる力の育成／発達段階に応じた進路指導・キャリア教育／特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対応したきめ細やかな教育的支援／豊かな人間性を育む「心の教育」の充実／いじめ・不登校への対応／児童・生徒の体力向上に向けた指導法の工夫・改善／多様化する健康課題への対応

義務教育9年間は、人が社会的に自立していくための基礎となる力を形成する重要な時期です。

今日の急激な社会環境の変化の中で、将来にわたって児童・生徒一人一人が大きな夢をもち、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して、児童・生徒の「生きる力」を育みます。

基本施策	具体的施策
(1)豊かな心を育む教育の推進	①人権教育の推進【重点】 ②道徳教育の充実【重点】 ③体験活動の充実
(2)学力向上策の推進	④確かな学力の定着【重点】 ⑤読書活動の推進と言語能力の育成
(3)健康な身体や体力を育む教育の推進	⑥体力向上策の推進【重点】 ⑦食育の充実 ⑧心と身体の健康管理の充実
(4)社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	⑨安全教育の充実 ⑩情報教育の充実 ⑪国際理解教育の充実【重点】 ⑫日本の伝統・文化教育の充実 ⑬キャリア教育の充実
(5)個に応じた支援と指導の充実	⑭特別支援教育の充実【重点】 ⑮不登校への対応・適応指導の充実 ⑯教育相談体制の整備
(6)オリンピック・パラリンピック教育の推進	⑰オリンピック・パラリンピック教育の推進

基本
方針 2

学校・家庭・地域の連携強化



- このような課題があります。家庭・地域の教育力の向上／学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくり／家庭における学習機会や情報の提供などの支援

学校教育は、学校だけではなく、家庭や地域住民などと一体となって取り組む必要があります。

そのため、学校の組織力を高め、学校の自主性・自律性を保障する中で、開かれた学校づくりを推進するとともに、豊かな人間性を育てるため、学校を核に保護者や地域住民が連携した地域ぐるみの教育システムの構築を推進します。

また、学校・家庭・地域が連携を強化する中で、地域全体で児童・生徒を育てる仕組みを充実させ、社会全体で教育に取り組む気運を高め、学校の活性化を図ります。

基本施策	具体的施策
(1)開かれた学校づくりの推進	⑯コミュニティ・スクールの充実【重点】 ⑰一斉学校公開等の実施 ⑱広報の充実
(2)学校・家庭・地域の協働体制の構築	⑲放課後子ども総合プラン事業の推進 ⑳家庭教育の支援【重点】 ㉑児童・生徒の安全確保【重点】



●このような課題があります。教員の人材育成／学校の教育力を維持・向上／学校評価の実施・公表／校内の組織力の強化／学校施設・設備の改修整備／児童・生徒の安全確保／学校 I C T 環境の整備・充実／学校規模の適正化／地域の特性を生かした教育活動の展開／就学困難な家庭への支援

義務教育 9 年間を通じた系統的・継続的な指導を全校で行うとともに、地域の特色を生かしながら、各学校の創意工夫による特色ある学校づくりを推進します。

義務教育 9 年間を通じ、児童・生徒の「生きる力」を育む教育の質的向上を目指し、校内における O J T や各職層に応じた研修等の充実・強化を図り、教職員の質と指導力の向上を図ります。

また、学校評価等の実施により、教育活動や学校運営の成果を公表するとともに、評価結果をその後の学校運営の改善に結び付け、保護者及び地域などから信頼される学校づくりを進めます。

今後も、児童・生徒が安心して学び、生活できるよう、学校施設の整備・改修を進めるとともに、児童・生徒の学びを支える学習環境を確保するため、学習指導要領に対応した教育機器や機材など、教育環境の整備を推進します。

また、教育活動の効果を高めるための環境を整備するため、児童・生徒数の動向や地域の実情などを考慮しながら、学校規模の適正化を推進します。

さらには、教職員の意識改革などを進めるため、国や東京都、市の指定を受けて行われる各校の校内研究を支援します。

基本施策	具体的施策
(1)特色ある学校づくりの推進	②4小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】 ②5一校一研究の推進【重点】 ②6部活動等の充実
(2)教職員の質の向上	②7教職員研修・研究の充実 ②8授業改善の推進【重点】
(3)学校経営力の充実	②9人材育成の推進 ③0学校評価の充実【重点】
(4)学校教育環境の充実	③1学校施設・設備の整備【重点】 ③2教育機器・教材の整備 ③3学校 I C T 環境の整備【重点】 ③4学校規模適正化の推進【重点】 ③5通学区域と 3 学期制・中学校学校選択制の推進 ③6学校給食の充実【重点】 ③7奨学金制度の実施





●このような課題があります。学習施設や講座内容などの充実／生涯学習情報の提供／施設等を利用しやすいシステムの運用／各種団体などへの支援／子供読書活動に関する施策の推進／市民一人一人が生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供／オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた市民の気運醸成／地域の活性化につながるスポーツ振興／市民文化・伝統文化・文化財などの保存・継承

市民が様々な場で学び、体験を通して個人としての生きがいや楽しみを追求することにより、自らを高め、豊かな心を育むことができるよう、多様な学習機会や学習情報の提供に努めるとともに、地区会館、公民館、図書館、地区図書館、市民会館（さくらホール）をはじめとした生涯学習施設などの充実や活用の啓発、学習相談の充実を図り、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる生涯学習を推進します。

また、楽しみながら、いつでも気軽に健康・体力づくりができるよう、スポーツ・レクリエーション事業の拡充や生涯にわたってスポーツとの関わりをもてる環境の整備、スポーツ・レクリエーション施設の整備、改善を推進します。

さらに、市民が本市の歴史や文化に理解を深めることで、豊かな心を育むことができるよう、市民の貴重な財産である文化財の適正な保護・保存に努め、資料の展示や各種講座、教室の実施により、文化財保護に対する市民意識の向上を図るとともに、地域の伝統・文化を次世代に継承していきます。

また、健全な青少年を育てるための大切な要素として、「ふるさとへの愛着心を育てる」ことが挙げられます。自分が住む地域を理解し、誇りに思うことは、社会性を育み、より良い社会を築いていく担い手を育成することにつながります。そこで、学校・家庭・地域等が一体となって青少年の健全な育成を支えていくよう、社会環境の健全化に向けた取組を進めます。

基本施策	具体的施策
(1)生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	③生涯学習の推進【重点】 ⑨生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】 ⑩生涯学習施設・設備の整備 ⑪図書館運営の充実【重点】
(2)スポーツ・レクリエーション活動の推進	⑫スポーツの推進【重点】 ⑬スポーツ施設・設備の整備
(3)郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	⑭文化財の調査、保護・活用【重点】 ⑮青少年活動の推進【重点】
(4)青少年の健全育成	⑯地域との連携強化【重点】 ⑰指導・相談・支援体制の充実





- このような課題があります。多様な視点に立った学校施設等の積極活用

市が保有する公共施設の総延床面積は、平成28年3月末現在、約150,000m²で、そのうち、学校教育系施設の延床面積の合計は約91,990m²となっており、全体の半数以上となる61.0%を占めています。また、社会教育・文化施設についても、全体の12.7%を占めています。このことからも、市が保有する財産を最大限活用する上で、教育財産の有効活用は大変重要な要素となっていることがうかがえます。

教育財産の有効活用については、様々な用途が考えられる学校施設を中心に、多様な視点に立って積極的な活用を推進します。

基本施策	具体的施策
教育財産の有効活用の推進	④放課後子ども総合プラン事業の推進 ④校庭・屋内運動場開放の推進 ⑤生涯学習施設・設備の整備

組織の総合力を生かした教育行政の推進

教育委員会と関係機関との連携

- 多様化する教育課題に対応するため、教育委員会だけではなく、市長部局等との横の連携を強化します。
- 教育に関する様々な組織との関係性を密にし、市全体の組織の総合力を生かした教育行政を推進します。

計画の点検・評価

教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、市民に公表をしています。

本計画の進行管理に当たっては、当該事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価の結果を活用するとともに、必要に応じて施策・事業の見直しなどに生かします。

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

武蔵村山市 第二次教育振興基本計画

平成29年度～平成33年度

概要版

発行年月 平成29年3月
 発行 武蔵村山市・武蔵村山市教育委員会
 編集 武蔵村山市企画財務部企画政策課
 武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課
 〒208-8501
 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
 TEL 042-565-1111 (代表)